



伊達市第3次総合計画 概要版

人と緑と歴史が結び合う
ひかり輝く田園空間・伊達市



福島県 伊達市



ごあいさつ

平成18年1月に「伊達市」が誕生してから、18年目を迎えました。

人口減少と少子高齢化が進む中、第2次総合計画に掲げた将来像「健幸と個性が創る活力と希望あふれる故郷^{ふるさと} 伊達市」を実現するため、市民の皆様とともに、地域の個性を活かしたまちづくりを進めてまいりました。

令和3年4月に東北中央自動車道（相馬福島道路）が全線開通したことにより、人やものの流れが活発になってきました。

また、新工業団地への企業誘致が順調に進んでいるほか、令和6年度には大型商業施設の開業が予定されるなど、明るい未来への基盤づくりが着々と進んでおります。

一方、令和元年東日本台風や福島県沖を震源とする地震など、大規模な自然災害が多発しているほか、新型コロナウイルス感染症も、いまだ終息の兆しがみえず、安全・安心への意識が一層高まっております。

また、長引くコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻などを要因とする、原材料費や資源価格等の高騰による物価上昇は、市民生活に大きな影響を与えております。

このような中、第2次総合計画が計画期間の満了を迎えたことから、社会環境や市民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたって魅力と活力のある伊達市を築いていくため、「伊達市第3次総合計画」を策定しました。

第3次総合計画では、10年後に目指す将来像を「人と緑と歴史が結び合うひかり輝く田園空間・伊達市」と決めました。

「人」はあたたかく人情味のある市民性、「緑」は豊かな自然や特色のある農業、「歴史」は貴重な歴史文化資源を表しております。

これら長年にわたる市民の努力により培われた「宝」を結び合わせ、自然と都市が調和する、美しい田園風景に包まれた未来に輝く伊達市を創ってまいりたいと考えております。一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査、ワークショップ、分野別意見交換会など、様々な機会を通して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、ご指導・ご助言を賜りました伊達市総合計画審議会の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

伊達市長 須田博行



伊達市第3次総合計画とは

◇ 総合計画とは

総合計画とは、地方自治体が、将来どのようなまちを目指すのか、そのためにどのようなことに取り組むのかをまとめた計画です。

地方自治体が策定する計画は、分野ごとにたくさんありますが、総合計画は、こうした各種計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、最も重要な計画です。

◇ 計画の役割

市民みんなのまちづくりの目標

市民にとっては、本市の将来像や、その実現に向けた取組を行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための目標となるものです。

市行政の総合的な経営指針・主張

市行政にとっては、魅力と活力のあるまちをつくり上げ、将来にわたって持続していくための総合的な経営指針となるとともに、国や福島県、周辺自治体に対し、伊達市の主張を示すものです。

◇ 計画の構成と期間

基本構想

本市が10年後に目指す将来像と、それを実現するための計画の体系や方針などを示したものです。

計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、今後行う取組を示したもので、社会環境や市民ニーズの変化に対応できるよう、前期・後期にわけて策定します。

前期基本計画が令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間、後期基本計画が令和10(2028)年度から令和14(2032)年度までの5年間とします。

実施計画

基本計画に基づき、今後行う具体的な事業等を示したもので、別途策定します。計画期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。



基本構想

◇ まちづくりの基本姿勢

1

『若者の定着と還流』を促す

安全性や快適性、利便性、美しさをはじめ、市の環境の総合的なレベルアップを図り、若者が定着するまちづくり、一度離れてもまた戻って来るまちづくりを進めます。

2

『緑と歴史文化』とともに生きる

豊かな自然と特色ある農業、歴史文化を大切に守り、活かし、そしてこれらとともに生きるまちづくりを進めます。

3

『未来を拓く子ども』を大切にする

妊娠・出産・子育て・教育に至る切れ目のない支援を一層積極的に推進し、未来を拓く子どもを守り・育むまちづくりを進めます。

4

『すべての人の健幸』を築く

子どもから高齢者まですべての人が、健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるまちづくりを進めます。

5

『人と人とのつながり』を大切にする

市民同士のつながり、市民・市民活動団体・民間企業等と行政とのつながりを一層強め、多くの人々が力を合わせ、支え合い助け合い、ともに働くまちづくりを進めます。

◇ 将来像

人と緑と歴史が結び合う
ひかり輝く田園空間・伊達市



◇ 計画の体系

基本目標

施策項目

1

安全・安心で
きれいなまち

- 1-1 消防・防災
- 1-2 放射線対策
- 1-3 交通安全・防犯・消費者対策
- 1-4 環境保全
- 1-5 ごみ処理

2

健やかでやさしい
健康・福祉のまち

- 2-1 健康づくり
- 2-2 保健・医療
- 2-3 高齢者支援
- 2-4 障がい者支援
- 2-5 地域福祉
- 2-6 国民健康保険・国民年金

3

未来を拓く人を育む
教育・文化のまち

- 3-1 子育て支援
- 3-2 学校教育
- 3-3 生涯学習
- 3-4 スポーツ・レクリエーション
- 3-5 歴史・文化財・芸術文化
- 3-6 国内・国際交流

4

活力とにぎわい
あふれる産業のまち

- 4-1 農業
- 4-2 林業・森林保全
- 4-3 商業
- 4-4 工業・企業誘致
- 4-5 観光
- 4-6 雇用対策

5

便利で快適に
暮らせるまち

- 5-1 土地利用・市街地整備
- 5-2 道路・公共交通
- 5-3 デジタル化
- 5-4 住宅、定住・移住
- 5-5 上・下水道
- 5-6 公園・緑地

6

みんなでつくる
協働のまち

- 6-1 男女共同参画
- 6-2 コミュニティ
- 6-3 市民参画・協働
- 6-4 自治体経営

前期基本計画

第 1 章 **安全・安心できれいなまち**

1－1 消防・防災



目的と方針

あらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の一層の強化を図ります。

主な取組

- 常備消防・救急体制の充実
- 消防団の活性化
- 消防水利の整備
- 総合的な防災・減災体制の確立
- 地域防災力の強化
- 治山・治水対策の促進

1－2 放射線対策



目的と方針

放射線への不安がない、安全に安心して暮らせるまちづくりに向け、情報提供や相談、農産物の風評払拭に向けた取組など、放射線対策を継続して実施します。

主な取組

- 情報提供・相談等の推進
- 検査・測定等の実施

1－3 交通安全・防犯・消費者対策



目的と方針

交通事故や犯罪のないまちづくりに向け、関係機関・団体や市民と連携し、交通安全・防犯体制の強化を図るとともに、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

主な取組

- 交通安全意識の高揚
- 交通安全施設の整備
- 防犯意識の高揚
- 消費者意識の高揚
- 相談体制の充実

1-4 環境保全



目的と方針

内外に誇りうる環境共生のまちづくり、カーボンニュートラル※1の実現・脱炭素社会の形成を進めるため、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を積極的に推進します。

主な取組

- 地球温暖化対策の推進
- 公害等環境問題への適正な対応
- 環境保全意識の高揚と市民との協働による実践活動の推進
- 動物の愛護及び適正飼養の促進

1-5 ごみ処理



目的と方針

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向け、広域的な連携のもと、ごみの減量化・資源化に努めます。

主な取組

- ごみの減量化・資源化の推進
- ごみ収集運搬・処理体制の充実
- ごみの不法投棄の防止
- 食品ロス※2削減の推進



※1 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

※2 まだ食べられるのに捨てられている食品。

第2章

健やかでやさしい健康・福祉のまち

2-1 健康づくり



目的と方針

市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、市民と理念を共有し、一体となって「健幸都市 伊達市」の実現に向けた取組を進めます。

主な取組

- 歩くことを基軸とした健康づくり
- 世代ごとに運動に親しむ習慣づくり
- 「健幸意識」の醸成・啓発

2-2 保健・医療



目的と方針

市民一人ひとりが、健康寿命をのばし、いきいきと暮らすことができるよう、各世代の状況に応じたきめ細かな保健事業を推進するとともに、市民ニーズを踏まえ、地域医療体制の充実を進めます。

主な取組

- 保健事業の推進
- 栄養と食生活の充実
- 地域医療体制の充実

2-3 高齢者支援



目的と方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム※3の充実に向けた施策を推進します。

主な取組

- 生活を支える地域づくり
- 健康づくり・介護予防の推進
- 生きがいづくりと社会参加の促進
- 介護保険サービスの充実

2-4 障がい者支援



目的と方針

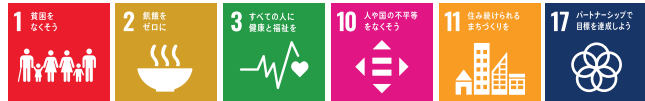
障がいのあるなしにかかわらず、暮らしやすい福祉のまちづくりを進めるため、ともに生きる社会づくりと障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援に向けた各種施策を推進します。

主な取組

- 生活支援の充実
- 障がい者に対する理解の促進
- 情報・コミュニケーションの支援
- 雇用・就労の促進

※3 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

2-5 地域福祉



目的と方針

地域全体で支え合う「地域共生社会※4」の実現に向け、市民や地域福祉団体などの多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めます。

主な取組

- 安心の地域づくり
- 協働の地域づくり

2-6 国民健康保険・国民年金



目的と方針

すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正運営、国民年金制度の周知徹底を図ります。

主な取組

- 国民健康保険制度の適正運営
- 後期高齢者医療制度の適正運営
- 国民年金制度の周知徹底



※4 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

第3章

未来を拓く人を育む教育・文化のまち

3-1 子育て支援



目的と方針

安心して子育てができ、子どもが健やかに成長するよう、子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援を進めます。

主な取組

- 保育・教育施設等の整備・確保
- 親子の育ちの支援、健康の保持・増進
- 保育サービスの充実
- 多様な子育て支援サービス等の提供
- 要保護児童等への対応
- 青少年の健全育成

3-2 学校教育



目的と方針

子どもたちが未来を拓く人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、学校教育の充実を総合的に進めます。

主な取組

- 学校施設・設備の整備と適正規模・適正配置
- 「生きる力」を育む教育内容の充実
- 心の問題への対応
- 地域や大学等との連携強化

3-3 生涯学習



目的と方針

市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、その成果が本市のまちづくりに活かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な学習環境づくりを進めます。

主な取組

- 学習関連情報の提供
- 学習機会の充実支援
- 図書館の充実と読書活動の促進
- 関係団体の育成

3-4 スポーツ・レクリエーション



目的と方針

市民一人ひとりが日常的にスポーツを楽しみ、心身の健康の保持・増進とともに、健康で文化的な生活を送ることができるよう、生涯にわたるスポーツ活動の場と機会の充実を図ります。

主な取組

- スポーツの振興に関する指針の策定
- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ団体の活動支援
- スポーツ指導者の育成・確保
- 多様なスポーツ活動の普及促進

3-5 歴史・文化財・芸術文化



目的と方針

心豊かな市民生活の実現と貴重な地域の歴史文化を活かしたまちづくりに向け、市民主体の芸術文化活動の活発化の促進、有形・無形の文化財の保存・活用を図ります。

主な取組

- 文化団体の活動支援
- 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実
- 文化施設の整備充実
- 文化財の保存・活用
- 文化財収蔵公開施設の整備

3-6 国内・国際交流



目的と方針

市の活性化や人材育成、関係人口※5の増加に向け、姉妹都市や友好交流都市との交流の継続・充実を図るほか、グローバル化のさらなる進展に対応し、多くの市民が英語に親しむ環境の整備、多文化共生※6のまちづくりを進めます。

主な取組

- 姉妹都市・友好交流都市等との交流の継続・充実
- 英語に親しむ環境の整備
- 多文化共生のまちづくり



※5 特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人。観光以上移住未満と例えられる。

※6 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

第4章

活力とにぎわいあふれる産業のまち

4-1 農業

目的と方針

多彩でおいしい農産物を生み出す特色ある農業のまちとして、農業の維持・発展を図るため、多様な農業振興施策を積極的に推進します。

主な取組

- 担い手の育成・確保
- 農業生産基盤の保全
- 農産物の生産性の向上・ブランド化の促進
- 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進
- 農産物の消費の拡大
- 6次産業化※7の促進

4-2 林業・森林保全

目的と方針

森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ、多面的な機能が発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

主な取組

- 林業生産基盤の充実
- 計画的な森林整備の促進
- 地域材の利用
- 森林の保全と活用

4-3 商業

目的と方針

魅力ある商業環境づくり、大型商業施設との共存共栄に向け、商工会や既存事業者と連携し、市民誰もが楽しく過ごせる持続可能な商業地づくりに向けた取組を推進します。

主な取組

- 商工会と連携した事業者支援
- 商業経営の安定化の支援
- 起業等の支援
- 商業施設の適正な立地誘導

4-4 工業・企業誘致

目的と方針

地域経済の発展と雇用の創出に向け、既存企業の経営の安定化・活性化を支援するとともに、新たな企業の誘致を進めます。

主な取組

- 企業経営の安定化の支援
- 地場産業の活性化の支援
- 企業誘致の推進

※7 第1次産業（農林水産業）×第2次産業（加工）×第3次産業（販売）をミックスして、生産から加工、流通・販売までを一貫して行い、農林水産物の付加価値を高めることで、所得向上や雇用創出につなげる取組。

4-5 観光



目的と方針

観光客の増加と観光から移住への展開に向け、観光資源の充実や地域特性を活かした体験型観光の展開、情報発信の強化などを進めます。

主な取組

- 既存観光資源の充実
- 地域特性を活かした体験型の観光機能の強化
- 広域的な観光振興体制の充実
- 観光案内機能の強化
- 情報発信の強化

4-6 雇用対策



目的と方針

活力とにぎわいあふれる伊達市の実現に向け、若者等の人材の確保や定着・還流の促進など、若者をはじめとする市民の地元雇用を促進する取組を進めます。

主な取組

- 若者等の地元雇用の促進
- 市内企業における市民雇用の促進



第5章

便利で快適に暮らせるまち

5-1 土地利用・市街地整備



目的と方針

市の持続的発展に向け、市の特性と課題を踏まえた計画的な土地利用を推進するとともに、地域特性に応じた魅力ある市街地の形成を進めます。

主な取組

- 将来に向けた土地利用方針の明確化
- 計画的な土地利用の推進
- 地域特性に応じた魅力ある市街地の形成

5-2 道路・公共交通



目的と方針

市民の利便性・安全性の向上と様々な分野における市の発展可能性の拡大に向け、道路網の計画的な整備、持続可能な公共交通網の形成を進めます。

主な取組

- 市道の整備
- 国・県道の整備
- 橋梁等の長寿命化
- 除排雪体制の充実
- 公共交通の充実

5-3 デジタル化



目的と方針

「Society5.0※8」といわれる新たな社会の実現に向け、行政のデジタル変革と地域のデジタル変革を両輪に、行政サービスの改革や市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の形成を進めます。

主な取組

- 行政のデジタル変革の推進
- 地域のデジタル変革の推進
- 地域の情報通信基盤の充実

5-4 住宅、定住・移住



目的と方針

暮らしの基盤となる快適・安全・安心な住まいの確保に向け、民間住宅の住環境向上の支援や市営住宅の適正な管理に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、関係人口の創出による移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援に努めます。

主な取組

- 住まいづくりに関する指針の策定
- 民間住宅の住環境向上の支援
- 市営住宅の適正管理等の推進
- 関係人口の創出による移住希望者の掘り起こし
- 定住・移住に関する相談・支援体制の強化

※8 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。

5-5 上・下水道



目的と方針

安全・安心な水の安定供給に向け、水道施設の整備等を計画的に進めるとともに、河川の水質保全と快適な生活環境づくりに向け、生活排水処理施設の適正管理及び普及促進を図ります。

主な取組

- 水道施設の整備
- 水道未普及地区への対応
- 公共下水道施設・農業集落排水処理施設の適正管理
- 合併処理浄化槽の普及促進

5-6 公園・緑地



目的と方針

緑豊かな住環境の形成やスポーツ・レクリエーション・いこいの場の確保、観光機能の強化に向け、公園・緑地の適正管理や有効利用を図るとともに、市民と協働し、緑化を進めます。

主な取組

- 公園設備の点検・更新
- 公園・緑地の管理体制の充実
- 公園・緑地の有効利用
- 緑化活動の支援



第6章

みんなでつくる協働のまち

6-1 男女共同参画



目的と方針

男女共同参画社会の形成に向け、意識改革をはじめ、幅広い分野における男女の参画や女性の活躍を促す環境整備を進めます。

主な取組

- 男女共同参画社会への意識改革の推進
- 意思決定過程における男女共同参画の促進
- 仕事と生活の調和に向けた環境づくり
- 暴力の根絶に向けた取組の推進

6-2 コミュニティ



目的と方針

人と人々が支え合う地域づくり、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化を促す環境整備を進めます。

主な取組

- 自治意識の高揚
- コミュニティ施設の整備支援
- コミュニティ活動の活性化支援

6-3 市民参画・協働



目的と方針

市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政とが知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めるため、情報共有・情報発信を行いながら、多様な分野における連携・協働体制の構築を進めます。

主な取組

- 市民活動支援センターの機能強化
- 情報共有・情報発信の推進
- 多様な分野における参画・協働の促進

6-4 自治体経営



目的と方針

限られた経営資源※⁹を有効に活用し、自立した地方自治体をつくり上げ、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、市民サービスの向上のため、広域行政を推進します。

主な取組

- 人材育成・組織改革等の推進
- 持続可能な財政運営の推進
- ふるさと納税の有効活用
- 公共施設等の総合的な管理の推進
- 広域行政の推進

※⁹ 人、物、財源。

伊達市第3次総合計画とSDGs

SDGsは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」をはじめとする17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本市においても、世界的・全国的な動向を踏まえ、すべての分野にわたって、SDGsを意識した市政運営に積極的に取り組んでいくこととします。

SDGsの17の目標の概要

 目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 目標10【不平等】 国内及び各国間間の不平等を是正する	 目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する	

伊達市第3次総合計画とSDGsの17の目標との関連表

基本目標	施策項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1.安全・安心 できれいな まち	1-1 消防・防災											●		●				●
	1-2 放射線対策			●			●					●						●
	1-3 交通安全・防犯・ 消費者対策			●								●	●				●	●
	1-4 環境保全						●	●				●	●	●		●		●
	1-5 ごみ処理						●					●	●	●				●
2.健やかでや さしい健康・ 福祉のまち	2-1 健康づくり			●														●
	2-2 保健・医療		●	●														●
	2-3 高齢者支援			●					●			●						●
	2-4 障がい者支援			●					●		●	●					●	●
	2-5 地域福祉	●	●	●							●	●						●
	2-6 国民健康保険・ 国民年金			●														●
3.未来を拓く 人を育む教育・文化の まち	3-1 子育て支援	●	●	●		●						●					●	●
	3-2 学校教育				●												●	●
	3-3 生涯学習				●													●
	3-4 スポーツ・ レクリエーション			●														●
	3-5 歴史・文化財・ 芸術文化											●						●
	3-6 国内・国際交流				●						●						●	●
4.活力とにぎ わいあふれ る産業のま ち	4-1 農業		●						●	●		●	●					●
	4-2 林業・森林保全								●	●		●	●			●		●
	4-3 商業								●	●		●	●					●
	4-4 工業・企業誘致								●	●		●	●					●
	4-5 観光								●	●			●					●
	4-6 雇用対策								●									●
5.便利で快適 に暮らせる まち	5-1 土地利用・ 市街地整備											●						●
	5-2 道路・公共交通									●		●						●
	5-3 デジタル化									●							●	●
	5-4 住宅、定住・ 移住											●						●
	5-5 上・下水道						●					●			●			●
	5-6 公園・緑地											●						●
6.みんなでつ くる協働の まち	6-1 男女共同参画				●	●					●						●	●
	6-2 コミュニティ											●					●	●
	6-3 市民参画・協働											●					●	●
	6-4 自治体経営											●					●	●

伊達市第3次総合計画

令和5年3月

発行／伊達市

編集／伊達市 未来政策部 総合政策課

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL : 024-575-1142

FAX : 024-575-2570

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/>



伊達市

